

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年8月27日
照会部署名 中村年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (課長) 近藤 和恵
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 田中

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-024	本部受付番号 No. 2010-894
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

一時帰休にかかる定時決定について

(内容)

＜事案＞

21度の定時決定が一時帰休の影響を受け、本来の報酬より低い報酬により決定がなされた被保険者が、22年度も4月5月6月は一時帰休により休業手当を含む報酬が支払われた。9月1日の状況を確認したところ、一時帰休が解消されていたため、従前の等級で決定する事となった。この場合の従前等級とは平成20年度の定時決定（その後随時改定のない場合）の等級をさすのか。

また、疑義照会回答No.2010-462によると一時帰休の期間中に固定的賃金の変動があった場合、固定的賃金の変動要因のみによる影響が確定する月を起算月とし、以後継続した3ヶ月に受けた報酬の平均額に2等級以上の変動があれば、随時改定の対象となるとされたが、起算月後の2ヶ月のうちに休業手当が含まれていた場合、一時帰休解消に係る定時決定時の従来報酬としての用件を満たすのかどうかご教示ください。

(ブロック本部回答)

「従前の等級」の考え方は、疑義照会回答票No.2010-502により、貴見のとおりと思慮する。

また、疑義照会回答票No.2010-462に関する疑義については、他に示されていないことから、本部あて照会が必要と思われる。

回答日 平成22年9月1日

回答部署名 中部ブロック本部適用徴収支援部
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター

(厚生年金適用支援グループ長) 栗本 孝広

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ご照会の事例については、平成22年12月15日付【厚年指2010-410】「一時帰休の措置がとられた場合における標準報酬の算定等の取扱い（指示・依頼）」で示したとおり、平成20年度の定時決定（その後随時改定のない場合）が従前の等級となる。

また、固定的賃金の変動等が生じ、当該変動後に支払われる初めての給与は一時帰休の影響を受けていない状態であり、その後引き続く2月間のいずれか、又は双方に一時帰休の状態が含まれていたとしても、これは昭和36年通知に基づき、通常の随時改定として取扱うものであることから、当改定による標準報酬については、従前の報酬として有効である。

回答日 平成22年12月16日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上